

平成26年度 帯広市市民後見人養成研修受講者募集要項

認知症高齢者及び知的・精神障がい者など判断能力が低下した方の金銭管理や福祉サービスの契約などを行い、その権利を守るため後見等業務を行うことができる知識・技量・人格を備えた市民後見人を養成することを目的として、帯広市成年後見支援センター主催により実施する市民後見人養成研修（以下「研修」という。）の受講者を募集するため、次のとおり要項を定める。

1 受講者の要件

研修を受講できる者は、次の各項目をすべて満たす者であること。

- (1) 研修終了予定日において、満25歳以上で、現に帯広市に居住する者
- (2) これまでに未成年後見人、成年後見人、保佐人、補助人を解任されたことがない者
- (3) 破産していない者
- (4) 帯広市市民後見人養成研修を修了されていない者
- (5) 原則としてすべての研修カリキュラムを受講できる見込みがある者

2 応募方法

別紙「市民後見人養成研修受講申込書」に必要事項を記載し、写真(縦3cm×横2.5cm・裏面に記名)を貼付したものを、帯広市成年後見支援センター「みまもーる」まで郵送又は持参すること。

3 募集期間

平成26年6月30日（月）～平成26年8月8日（金）（必着）

4 定員

40名（申込先着順で定員になり次第締切りとする。）

5 受講の案内

募集期間に応募があった者について、受講証とともに研修日程等を送付し、案内する。

6 研修日程等

別紙「帯広市市民後見人養成研修カリキュラム」のとおり

7 その他

全カリキュラムを修了した者に、修了証を交付する。

- (2) 各カリキュラム(1カリキュラム約80分程度)15分以上の遅刻は欠席とする。
- (3) 欠席については補講(ビデオ学習)による代替が可能。ただし、カリキュラムNo.1から18の内、7カリキュラム以上欠席した場合は、補講を受けても修了は不可とする。また、カリキュラムNo.23の地域実習・家庭裁判所見学については、必須参加となります。